

復興特別所得税に関するご案内

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）が公布されました。

これにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる預金の利子や利用分量配当金（融資利息に対する配当金を除く）および出資配当金に課税される所得税に対し、復興特別所得税として所得税額×2.1%が追加的に課税され、源泉徴収されます。

[預金の利子等に対する課税税率]

	預金の利子 利用分量配当金	出資配当金
平成 24 年 12 月 31 日まで	20% (所得税 15%、住民税 5%)	20% (所得税 20%)
平成 25 年 1 月 1 日から 平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)	20.42% (所得税 20.42%)

- 平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる利子等の全額に対して、上記の税率で課税されます。
- 内国法人等は利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます。ただし、非課税法人の場合は、源泉徴収されません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

兵庫県警察信用組合